

## 地方財政における財政規律の維持・強化のルール

### Rules to Maintain and Tighten Local Fiscal Discipline

加 藤 美穂子

---

#### 要旨：

地方公共団体の財政的意思決定の自由度を拡大させる際に、重要な課題となるのが、地方財政の規律づけのためのルール構築である。本稿では、財政赤字と起債に関する規律維持策に焦点を当てながら、欧米主要国における、地方政府の財政規律維持策を検討し、日本への含意を探った。

第1節では、財政ルールとその実効性に関わる一般的要因について整理し、第2節では、主要国における地方政府の財政規律維持策と政府間関係性を、第3節では、市場による地方財政の規律付けの条件と限界について検討した。これらの考察からは、自律的な地方自治のためには、予算制度における健全財政の法的枠組みを整備し、市場による規律づけでそれを補完することが有用な方策の一つといえる。しかしそれと同時に、地方政府が、自ら財政規律の仕組みを構築して維持する能力を身につけていくこともまた重要な課題となる。

(キーワード：地方財政，財政ルール，財政規律，政府間関係)

#### 目 次

はじめに

1. 財政ルールとその実効性に関わる一般的要因の検討
2. 主要国における地方政府の財政規律維持策と政府間関係
3. 市場による地方財政の規律付けの条件と限界

おわりに

#### はじめに

1990年代以降、日本では、地方公共団体の歳出と歳入に関する意思決定の権限を拡大することを目指し、地方分権改革が進められてきた。しかし地方分権は、単に地方政府の自由裁量を高めればよいという話ではなく、自治と自助に裏打ちされた上での自由の享受でなければ

ばならない。そのためには、必要な地方財政活動のための費用は住民が負担することを原則として、住民も含めた地方政府の自己規律へのインセンティブを高めることが重要な要素として求められる。

しかしながら、地方行政の費用を自主財源のみで賄い、財政収支が悪化した地方公共団体を破綻するに任せる制度に変えさえすれば、万事うまくいくわけでもない。特に日本の場合、住民生活の多くの部分に地方公共団体の行政活動が関わるため、一つの地方公共団体の破綻がもたらす社会への影響は大きくなりやすい。

したがって、実際の改革では段階を踏みながら、地方公共団体の破綻や行政サービス水準の低下などがむやみに生じぬよう、地方分権の条件を整えていくことが必要といえる。そのためには、安全弁として、国が地方財政に対する各種制約やルールをあらかじめ設置することも必要となる。ただし、このような国の関与は、あくまでもより良い形で地方分権改革を実現するための経過的な手段であるため、地方分権改革が進展、定着するにつれて、これらの制約やルールも、地方公共団体の自立性を強める方向に段階的に変更する必要がある。

そこで本稿では、日本において地方公共団体への国の統制と関与とを段階的に縮減するにあたり、地方財政の規律をどのように担保していくかを考察するために、先進主要国における政府間関係の特徴と地方財政の規律維持策について検討する。ここでは特に、財政活動に関する規律の喪失が象徴的に表れるのが財政赤字であることから、財政赤字・起債に関する規律維持策に焦点を当てる。まず第1節では、政府の財政規律を維持する方策の有効性を決定する要因について概念整理を行う。第2節では、第1節で見出された要因を踏まえながら、OECDやIMFによる調査結果を中心に、各国の地方財政の規律維持策の設置状況と政府間関係の特徴との関係性を概観する。第3節では、市場による地方財政への規律付けの条件と限界を検討し、そして最後に、これらの考察を踏まえて、日本が地方分権改革を推進する際の課題を検討する。

## 1. 財政ルールとその実効性に関わる一般的要因の検討

### 1.1. 数値目標とそれらに関する制度・措置

現代の民主主義国家において、政府部門を統制し、規律づけるための基幹となる仕組みの一つは、財政民主主義的な予算過程である。この仕組みを通じて、政府の活動が国民（住民）の意思に即しており、不正がなく、効率的で公正であるかを、財政面から国民（住民）が監督、統制することになる。そして不適切な部分があれば、国民（住民）の代表者たる議会がそれを是正するべく立法等を行うのであり、その議会議員自身も選挙過程を通じて有権者から審査されることになる。

しかし現実には、予算をはじめとする各種の財政制度の複雑さや政策情報の専門化、合理

的無知の存在などによって、予算過程や選挙過程が理念どおりに機能しないことも少なくない。そこで、このような問題を縮小し、適切な政策決定へと導くよう補完する仕組みが試行錯誤されてきた。その一例が、財政赤字や財政規模の拡大を拘束し、政府部門の規律付けと効率化を図ることを目的とした、法的な均衡予算要求等のルールの設置や市場メカニズム的規律付けの導入である。

たとえばアメリカでは、19世紀には既に、州・地方政府へのこの種の法的な規定が存在しており、1970年代の納税者の反乱の後には、それらの規定の厳格化と強化が活発化した<sup>1)</sup>。またヨーロッパでは、マーストリヒト基準との兼ね合いから、財政赤字や政府債務抑制に向けたルール作りへの関心が高まり、理論、実証共に研究が進んできた<sup>2)</sup>。

Drazen (2000) は、このような財政規模や財政赤字、政府債務を抑制するためのルールには、大きく分けて、「数値目標」と「手続き上のルール」があるとしている<sup>3)</sup>。数値目標とは、財政収支や起債、支出、課税などに関する何らかの数量的な制限を指しており、憲法や法律による均衡予算要求や、起債や借入の対象や規模、償還等に関する起債（借入）制限、支出額や課税額の伸び率や税率などを制限する支出・課税制限などが該当する。

他方、手続き上のルールとは、予算の編成、承認、執行といった予算過程における様々な手続き上の特徴が、財政規模や財政赤字の拡大に抑制圧力を与えるというものである。たとえば予算編成段階での手続き上のルールの一例としては、財務大臣のような特定の支持集団を持たない財務担当エージェントと、特定の支持集団を代表するその他の支出関係との間の相対的な力関係が、予算の交渉形態（ヒエラルキー的か、合議的か）により影響を受け、予算拡大に対する抑制圧力が変わる可能性が提示されている<sup>4)</sup>。また手続き上のルールに、数値目標の達成を背後から支える要因も含めるならば、予算の透明性や制裁・救済措置などもここに加えることができよう<sup>5)</sup>。

したがって、政府の財政規律を維持・向上させるには、単に数値目標が存在するだけでは不十分である。数値目標の実効性は、その規定自体の厳密さと共に、その周辺に配置される制度や手続き上のルール、そしてそれらのルールの厳守を求める外部から圧力等にも依存する。そこでこのような数値目標の実効性に影響を与える要因について、次に検討していく。

<sup>1)</sup> その効力に関する実証研究も数多く行われている。アメリカにおける実証研究については、Poterba, (1997) が詳しく網羅している。

<sup>2)</sup> 財政ルールに関する一連の研究の包括的なサーベイとしては、Drazen (2000) pp. 697-707 参照。

<sup>3)</sup> Drazen (2000), p. 697.

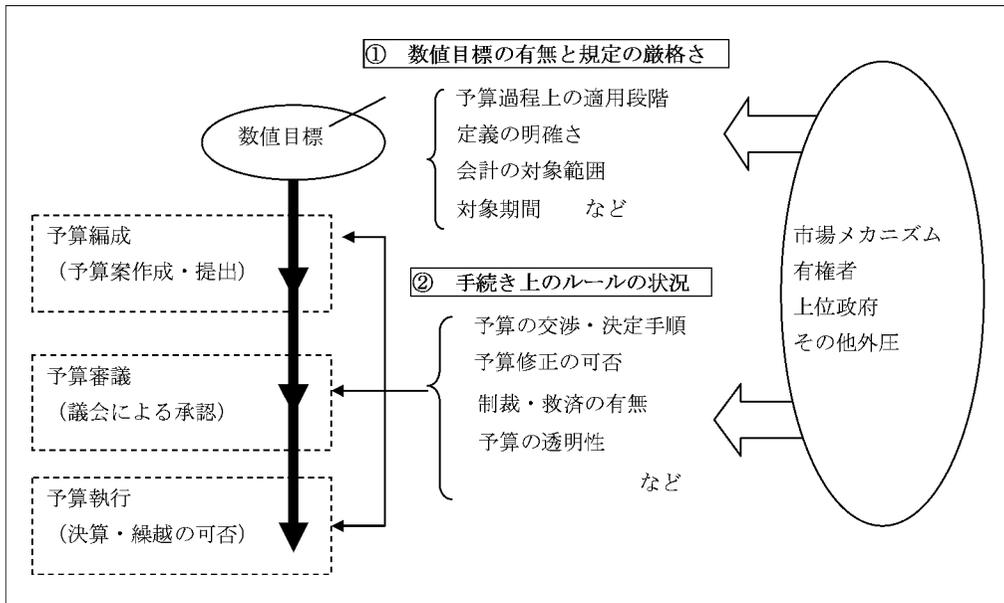
<sup>4)</sup> Von Hagen and Harden (1995)

<sup>5)</sup> Sutherland, Price and Joumard (2005)でも、透明性を手続き上のルールとして分類している。

## 1.2. 数値目標の実効性に関わる3つの要因

数値目標の実効性に関わる主な要因をまとめたのが、次の図1である。この図で示した要因のうち、ここでは特に次の3つの要因に注目する。第1は、数値目標が適用される予算の範囲の問題であり、さらに、予算プロセス上の適用段階、対象となる会計の範囲など、いくつかの要素に分けられる。第2は、数値目標を満たさなかった場合の制裁・罰則に関する問題であり、事後的な救済の問題ともかかわってくる。第3は、予算の透明性の問題であり、予算情報や予算過程の透明性ととも政府間の責任分担の明確さなども問題となってくる。以上の3点について、さらに詳しく検討していこう。

図1 数値目標の実効性に関わる主な要因



出所：ACIR（1987）、Drazen（2000）、Dafflon（2002）等の議論を参考に筆者作成。

### 1.2.1. 数値目標が適用される予算の範囲

まず第1の数値目標が適用される予算の範囲については、その数値目標の規定が予算過程上のどの段階にまで適用されるか、対象となる会計の範囲はどこまでかなど、数値目標の規定自体の厳格さが問題となる。

たとえば、州・地方財政において多様な数値目標が存在するアメリカでは、それらのルールの有効性に関する研究が多く蓄積しており、その中でまず均衡予算要求の厳格さの判断材料として取り上げられるのが、予算過程のどの段階まで収支均衡等のルールの適用が求めら

れるかという問題である<sup>6)</sup>。すなわち、収支均衡に関するルールの場合、それが知事の提出予算段階(予算編成段階)で満たされていればよいのか、議会が均衡予算を承認せねばならないのか(予算審議段階)、実効予算が均衡していなければならないのか(決算段階)、そして繰越は禁止されているかが問われることになり、一般的に後の項目が満たされるほど、ルールは厳格だとみなされる。

予算編成段階にのみ均衡を求めるルールの場合、その後、議会が予算案の修正をして赤字を発生させることが可能であるため、実効力は最も弱いものといえる。そこで収支均衡への実行力を強めるには、議会での均衡予算の承認が求められるのだが、この場合でも実際に年度末に収支不均衡が発生することは排除できない。ゆえに、より厳格な要求として、決算時点での収支均衡の達成が求められる。だがその場合でも、赤字の繰越が認められるのか否かが問題となり、繰越が認められない場合には、政府当局にとって非常に厳しい制約となる。

この他にも、均衡予算要求などの定義の厳密さを比較する際のポイントとして、Dafflon(2002)は次のものをあげている。それは、均衡が要求される範囲が総予算か経常予算のみか、元利償還は均衡予算の対象か、均衡が求められるのは単年度か中期的か、中期的な均衡要請の場合、その中期の範囲が適切に定められているか、そしてルールが順守されなかったとき、どのような制裁措置と罰則が科されるかなどである<sup>7)</sup>。

### 1.2.2. 制裁・罰則と救済に関する問題

上記のDafflon(2002)が提示した要因のうち、最後の制裁措置と罰則の問題は、数値目標の実効性において特に重要な要素の一つと考えられる。Joumard and Kongsrud(2003)によれば、現実に各国で行われている地方財政に関する制裁措置のタイプとしては、中央政府が行政的介入や財政的制裁を行うケース、中央政府と地方政府の代表による協議機関が勧告や命令等を行うケース、また市場からの制裁に依存するケースなどがある<sup>8)</sup>。これらの手法が単独で用いられる場合もあれば、複数組み合わせられている場合もある。

また、制裁とは逆に「救済」の問題も存在する。Hagen and Dahlberg(2004)は「救済」の定義を、地方政府が財政危機に陥ったときに、中央政府が事前に決定されたよりも多くの財政的資源を地方政府に提供することとする<sup>9)</sup>。そして、事前に定義されたルールの下で、中央政府が地方政府に財政的補助を提供することを「保険」と定義している<sup>10)</sup>。したがって、そ

<sup>6)</sup> たとえばアメリカの州財政に関する議論としては、ACIR(1987)参照。

<sup>7)</sup> Dafflon(2002), p. 8.

<sup>8)</sup> 詳しくは、Joumard and Kongsrud(2003)参照。

<sup>9)</sup> Von Hagen and Dahlberg(2004), p. 47.

<sup>10)</sup> Von Hagen and Dahlberg(2004), p. 48.

のような義務付けられた予防的ルールが存在しない場合に、中央政府が地方政府に対する財政的補助を行うケースは「救済」に該当することになる。

この、救済のための財源は各地方政府にとっては共有資源であることから、各地方政府には、他地域に負担やリスクを転嫁しようとするインセンティブが生じ、モラル・ハザードや規律の低下が生じうる<sup>11)</sup>。さらに救済がなされるという予想を許すとき、地方政府の借入れに対して金融市場からの規律がうまく機能しなくなることも指摘されている<sup>12)</sup>。この問題については、後ほど改めて検討する。

### 1.2.3. 予算の透明性

しかし、制裁や救済の段階に至らなくとも、数値目標が設置される場合には、表面的にルール遵守の体裁を保つために、会計操作を行うインセンティブが発生する<sup>13)</sup>。このような弊害を抑制するために重要となるのが透明性の確保であり、それによって有権者や市場からの監督を強化することが期待される。たとえば、Alesina and Perotti (1996) では、イタリアにおける財政規律に関する問題の中で、予算過程における透明性の欠如が決定的に重要であったと指摘されている。

また、Joumard and Kongsrud (2003) でも最適なルールを設計するための基準の一つに「透明性」をあげている<sup>14)</sup>。そこでは透明性の基準について、特に政府間の責任分担が明確にされ、データの入手可能性と質とが保証されるべきとしている。そして透明性の増加によってアドホックな指標や会計操作によるルール回避が困難となり、財政ルールの設計における説明責任と柔軟性との間のトレードオフも緩和されうるとしている<sup>15)</sup>。

### 1.3. 中央政府と地方政府との間のルールの遵守に向けた圧力の差異

この節の最後として、中央政府と地方政府との間での、数値目標等の財政ルールの遵守に向けた圧力の違いについて検討しておく。そのような差異としては、第1に、地方政府の場合には、上位に位置する政府から統制がかけられやすいことがある。単一国家では、一般的に、中央政府が地方政府の起債や課税権を統制しているケースは多い。連邦国家の場合、基

<sup>11)</sup> Von Hagen and Dahlberg (2004), p. 49.

<sup>12)</sup> Ter-Minassian and Craig (1997).

<sup>13)</sup> Drazen (2000), Ter-Minassian and Craig (1997), p. 166.

<sup>14)</sup> Joumard and Kongsrud (2003), p. 203.

<sup>15)</sup> この他にも、最適なルールを設計するための基準としては、「最終目的に対する適合性」、「その他の政策目標との整合性」、「柔軟性」、「拘束力」、「ルールの簡素さ」、「目標と免責条項の明確さ」があげられている。このうち、「ルールの簡素さ」や「目標と免責条項の明確さ」という基準も、明確で分かりやすい仕組みの重要性を示すものといえる。Joumard and Kongsrud (2003), p. 203.

本的に連邦政府と州政府との関係は対等とされるため、連邦政府が州政府を強く統制することはあまりない。だが、州政府と地方政府との間では、州政府が地方政府の財政的決定権を強く制約することは珍しくない。

第2に、金融市場などから受ける規律づけについても、中央政府よりも地方政府のほうが厳しいものになりやすい。すなわち、一般的には、中央政府よりも地方政府のほうが税収基盤が弱く、信用力も低いいため、金融市場における格付けは低く、金利等の借入れの条件も厳しくなる傾向がある。

そして第3に、有権者および納税者からの監督も、個人にとってより身近な存在である地方政府のほうが厳しくなると考えられることもある。すなわち、中央政府よりも地方政府のほうが、民主的な意思決定と財源調達、より小規模の集団内で行われ、行政サービスの内容も日常生活との関連が強いゆえに、その活動の効率性や問題点等が相対的に把握しやすいといえる<sup>16)</sup>。ただし、地方支出が住民の租税ではなく、中央政府等からの補助金や財政移転に多く依存する場合などには、このような有権者および納税者による監督が働かなくなる可能性がある。

以上をまとめると、一般的には中央政府よりも地方政府のほうが予算制約が厳しく、財政健全化やそのための財政ルールへの遵守に向けた圧力は高くなると考えられる。一方、中央政府に対しては、通常は市場の規律以外にそのような外からの圧力は存在しない<sup>17)</sup>。そして後に述べるように、この市場の規律もまた、機能し始めるまでにタイムラグが発生する。そのため、中央政府のほうが財政規律が緩みやすく、赤字が累積しやすい可能性は高い。

したがって、財政規律という観点から見た場合、地方分権は、地方政府間の競争を促進することで、地方財政の効率化を促すという側面に加えて、次の意味も持つことになる。それは、地域のことを地域で決め、その財源も自分で調達するという地方政府側の自治と自律の仕組みが強化され、さらに中央政府からの財政移転や救済が遮断あるいは縮小されるという条件の下では、地方財政の予算制約は国よりも厳しくなるのであり、そのような地方政府部門に権限と財源を移すことによって、政府部門全体の規律を向上させることである。

<sup>16)</sup> 一方で、逆に住民に近い小規模な地方政府になるほど、行政と住民との間のしがらみが強く、透明性の低下や癒着的な関係が生じる可能性もある。

<sup>17)</sup> EUの加盟国の場合、中央政府であってもマーストリヒト基準に見られる超国家的な外圧が存在し、さらに通貨統合という実質的な問題があるために、ルール遵守に対する金融市場からの圧力が大きなものとなっている。しかし、それ以外の多くの国では、そのような超国家的な強い要請はなく、しかも当面の経済力が強い場合には、金融市場の規律もあまり働かないといえる。

## 2. 主要国における地方政府の財政規律維持策と政府間関係

### 2.1. 均衡予算要求と借入制約に関する数値目標の設置状況

それでは次に、OECDの調査結果（Journard and Kongsrud (2003), Sutherland, Price and Journard (2005)）を参照しながら、各国の財政ルールの設置状況を概観する<sup>18)</sup>。その上で、他の先行研究を用いながら、その具体的な内容も確認していく。ここでは前節の議論を踏まえて、まず、均衡予算要求と借入制約に関する数値目標自体の定義の厳密さについて、ルールが適用される予算の段階や範囲をみていく。次に、制裁措置や財政の透明性に関する状況についてみていく。

#### 2.1.1. 均衡予算要求の設置状況

均衡予算要求は、中央政府レベルでは明確に規定されることが比較的少ないものの、州政府、地方政府レベルでは多くの国がなんらかの形で備えている。しかし表1からわかるように、その具体的な内容については、国によってかなりのばらつきがある<sup>19)</sup>。

まず、予算過程の中で均衡予算が求められる段階をみると、多くの国で決算での収支均衡が要求されている。特にデンマーク、オランダ、スペインなどでは繰越も禁止されており、厳しいものとなっている。一方、フランスや日本では議会による均衡予算の承認までにとどまり、実際の赤字を排除するものとはなっていない。さらにギリシア、ポーランド、チェコなどの地方政府に至っては、予算案の提出時点でのみ予算の均衡が求められるという非常に弱いルールとなっている<sup>20)</sup>。

次に、均衡予算要求の対象となる予算の範囲をみてみよう。

第1に、経常予算のみのケースから、資本勘定も含むケース、さらにオフ・バジェット項目を含むケースまでである。そして、予算の均衡が求められる期間は必ずしも単年度とは限らず、フィンランドやノルウェイのように多年度での均衡をとる国も存在する。

第2に、資本会計などが均衡予算要求に含まれる場合には、資本支出への借入は許容した上で、均衡予算の条項に連なる規定が設けられる。たとえばフランスの場合には、予算原則の一つとして「予算均衡の原則」が存在しており、それによって、支出は収入によって完全

<sup>18)</sup> ここで報告されている調査結果は、2005年の初頭に OECD Network on Fiscal Relations across Level of Government に送ったアンケート票、および Journard and Kongsrud (2003)などによるものとされている。

<sup>19)</sup> Sutherland, Price and Journard (2005)参照。

<sup>20)</sup> このようなルールの違いは、国家間のみならず、一国内の州・地方間にも存在しうるものである。たとえば、連邦国家であるアメリカでは、州間でもここに挙げたようなルールの違い見られる。アメリカの州財政に関するこのような情報は、NASBO (2002)など参照。

表1 均衡予算要求の設置状況

## (1) ルール適用につかわれる予算概念

	提出予算	承認予算	実効予算：繰越を許可	実効予算：繰越不許可
強 制	チェコ(地方), トルコ(地方), ギリシア(地方), ポーランド(地方)	フランス(地方), 韓国(地方), ポルトガル(地方)	カナダ(地方), ノルウェイ(地方), フィンランド(地方), ニュージーランド(地方), スウェーデン(地方)	デンマーク(地方), ドイツ(地方), オランダ(地方), スペイン(地方), スロバキア(地方)
交渉による束縛			オーストリア(州)	スペイン(州)
自 主 的	ポーランド(地方), スイス(州)	カナダ(州), ドイツ(州), 日本(地方)	カナダ(州)	カナダ(州)

## (2) 範囲と期間

	経常予算の均衡	経常予算の均衡と資本会計	経常予算の均衡, 資本会計とオフ・バジェット項目
単 年 度	ドイツ(地方), 日本(地方), オランダ(地方), イタリア(州), フランス(地方), ニュージーランド(地方), スウェーデン(地方), スイス(地方)	カナダ(州), チェコ(地方), デンマーク(地方), フランス(地方), ドイツ(州), 韓国(地方), ポルトガル(地方), トルコ(地方)	カナダ(州), ポーランド(地方)
多 年 度	カナダ(地方), フィンランド(地方), ノルウェイ(地方)	カナダ(地方), スペイン(地方)	オーストリア(州), スペイン(州)

出所：Sutherland, Price and Joumard, (2005), p. 146.

に賄われ、経常、資本の両会計部門がそれぞれ均衡状態で採択されることが求められている<sup>21)</sup>。

ただし、資本支出への起債は認められており、資本会計の均衡は公債金収入を含めたものとなっている<sup>22)</sup>。だが、この地方債の元利償還については、自己資金により賄われることが求められている。さらに具体的にいえば、地方債の利払いは経常会計に計上され、元本償還は資本会計に計上されており、経常会計に含まれる地方債の利払いとともに、資本会計に含まれる元本償還についても義務的経費として自己資金により賄うことが求められている<sup>23)</sup>。そして、もし地方債の償還のための所要額が予算計上されていなければ、地方における国の代表者である地方長官(préfet)や、州会計検査院の関与を受けることとなり、場合によれば、職権計上されることになる。

このように、均衡予算要求の中でも資本支出への起債は認め<sup>24)</sup>、その元利償還については、経常収入による返済を求めるということは、資本設備の建設費用を便益の発生期間に合わせて割り振るという利用時払いの原則にかなうものであり、資本支出を経常支出に変換するた

<sup>21)</sup> 自治体国際化協会 (2002), p.110。

<sup>22)</sup> 自治体国際化協会 (2002), p.110。

<sup>23)</sup> 自治体国際化協会 (2002), p.108, 自治体国際化協会 (2009), p.124。

<sup>24)</sup> 経常支出には均衡予算を求め、資本支出については起債を認めるという方法はゴールデnrールとも呼ばれる。

めの合理的な方策といえる。上記のフランスのような仕組みを織り込んでおけば、経常支出に対する均衡予算要求と、起債を資本支出にのみ限定するという起債制限ないしは借入制約とは、実質的には同質の制約ということもできる。US. GAO (1993) の報告書によると、アメリカの幾つかの州の場合、州憲法における起債制限を、均衡予算要求の一環として位置付けているケースもある<sup>25)</sup>。

以上みたように、均衡予算ルールは多様な形で設置されており、完全な予算の収支均衡が強制されないときには、当然ながら借入債務が発生する。したがって、その残高を抑制するには、均衡予算要求と並行して、借入量に対する制限が求められることとなる。実際に、均衡予算要求とともに借入制約や起債制限を設定する国も多い。そこで次に、この借入制約について検討しよう。

### 2.1.2. 借入制約の設置状況と上位政府との関係

諸外国における地方政府への借入制約の設置状況を示したのが、表2である。

第1に、多くの国で地方債の起債に際して、上位政府からの事前承認が求められる。ギリシア、アイルランド、イギリスなどはその代表といえる。そしてデンマークでは、原則として地方政府の借入れ自体が禁止されている（ただし、カウンティについては投資支出の一定割合の借入れ、市町村については利用者負担を主体とする特定投資に対する借入れが認められているなどの重要な例外措置が存在する<sup>26)</sup>。ちなみに日本では、地方公共団体が地方債を発行する際には、長年にわたり、上位政府の許可が必要とされてきた<sup>27)</sup>。しかし、1990年代以降の地方分権改革の一環として2000年4月に施行された地方分権一括法によって、許可制が協議制へと改められている（2006年度から移行<sup>28)</sup>。

第2に、チェコなどのように地方政府に対する制約が存在しない国もある。オランダでは、実効予算ベースで均衡予算が満たされている限り、地方政府の借入れは自由である<sup>29)</sup>。

第3に、特に興味深い事例として、フランスがある。1982年の地方分権化法以前のフランスでは、地方債が国の補助金と連動されており、かつ国の出先機関である県地方長官による事前許可も必要とされ、国の厳しい統制下で管理されていた<sup>30)</sup>。だが地方分権法以降は、元本

<sup>25)</sup> US. GAO (1993), pp. 10-11.

<sup>26)</sup> Joumard and Kongsrud (2003), p. 219.

<sup>27)</sup> 具体的には、都道府県と政令指定都市は総務大臣の許可、市町村は都道府県知事の許可が必要とされていた。

<sup>28)</sup> これにより、上位政府からの同意がなくとも地方債の発行が可能となったが、その場合には、発行する旨を事前に地方議会に報告する必要がある。また、財政状況の悪い地方公共団体については、現在でも総務大臣等の許可を受ける必要がある。

<sup>29)</sup> Joumard and Kongsrud (2003), p. 218, p. 222.

<sup>30)</sup> Schebath (2002), p. 140, 自治体国際化協会（2002）参照。

額、利率、償還条件、借入先などは地方公共団体が自由に選択できるようになっている。ただし、その起債に関連して、経常支出への地方債発行の禁止と、地方債への制限利率の設定、元利償還費を義務的支出として予算計上することなどが条件として課されている。

第4に、表2の(2)からは、借入に対する量的な制約には、新規借入額や債務水準、公債費

表2 借入制約の設置状況

## (1) アクセス条件念

	禁止	事前承認が要求される	特定目的に制約	借入れへのアクセスに関する制約なし
強制(Imposed)	デンマーク(地方), 韓国(地方, 経常)	カナダ(地方), 日本(資本), 韓国(資本), スペイン(地方, 資本), トルコ(地方), ギリシア(地方), アイルランド(地方), ルクセンブルグ(地方), メキシコ(地方), イギリス(地方)	ドイツ(地方), ノルウェイ(地方), スペイン(地方, 資本), ポルトガル(地方), カナダ(地方), フランス(地方), ハンガリー(地方), イタリア(州, 地方), スロバキア	カナダ(州), チェコ(地方), フランス(地方), オランダ(地方) <sup>1)</sup> , 日本(地方, 経常), ポーランド(地方)
交渉による束縛	スペイン(地域, 経常)	スペイン(地域, 資本)		
自主的			スイス(州)	カナダ(州)

注：<sup>1)</sup>オランダでは、均衡予算を持つ地方政府のみが、ユーロでのみ借入れできる。

## (2) 借入制約と保障

	量的制約				(上位政府による地方債務への)保証			
	なし	新規借入れ	債務水準	公債費	なし	例外的	ケース・バイ・ケース	あり
オーストリア	✓				✓			
カナダ(州)		✓	✓		✓			
カナダ(地方)			✓	✓				✓
チェコ共和国				✓		✓		
デンマーク					✓			
フィンランド	✓					✓		
フランス		✓			✓			
ドイツ(州)	✓				✓			
ドイツ(地方)		✓			✓			
アイスランド				✓	✓			
日本		✓	✓	✓	✓			
韓国		✓	✓	✓	✓			
オランダ				✓	✓			
ノルウェイ	✓				✓			
ポーランド			✓	✓			✓	
ポルトガル		✓	✓	✓	✓			
スペイン(州)		✓	✓		✓			
スペイン(地方)					✓			
トルコ				✓			✓	

出所：Sutherland, Price and Joumard, (2005), p. 148.

に関する何らかの指標が利用されていることがわかる。日本でも、かつての地方債許可制の下で、公債費に関する基準としての起債制限比率、財政収支を基準とする実質収支比率などを用いた制限が利用されてきた。そして、協議制へと移行した後も、実質赤字比率や実質公債費比率などの指標を用いて、一定基準よりも財政状況が悪い団体については地方債を発行するに当たり上位政府の許可が必要となっている。

第5に、上位政府からの債務保証の有無を見ると、制度的に明示された保証は「ない」とする国が大半であるが、チェコやフィンランドのように例外として保証を行う国、ポーランドやトルコのようにケース毎に保証する国も存在する。また、連邦国家ではあるが、カナダの地方レベルでは明示的な債務保証が存在している。なお、明示的な債務保証がない場合であっても、財政危機時には上位政府から何らかの事後的な救済措置がとられるケースが存在することには注意を要する。

第6に、その他の点を補足しておく、まず均衡予算要求や借入制約は、中央政府などが地方政府に対して強制的に課している国が大半であるものの、中には、それらのルールを自主的、あるいは中央政府との協議の下で設定する国も少数ながらある。次に、連邦国家の場合、全ての州の会計制度やルールが統一されているとは限らないため、ルールの設定状況は州によって大きく異なる。加えて、連邦国家においては、連邦政府＝州政府間と州政府＝地方政府間とは全く異なる政府間関係の論理が存在するため<sup>31)</sup>、州政府と地方政府とは質が異なるルールが適用されることも珍しくはない。

## 2.2. 制裁措置の状況

続いて、ルールが遵守されなかった場合の制裁措置や救済についてみよう。地方政府がルールを遵守できなかった場合、一般的には、上位政府や金融市場から何らかの形の制裁を受けることが多い。まず金融市場からの制裁としては、地方債格付けの低下や利率の上昇、債券の未消化の発生などが考えられる。そして、上位政府からの制裁措置としては、財政的制裁、当局への制裁、勧告、命令・指令、強制措置などが存在しており、複数の方策を同時に利用している国も多い（表3）<sup>32)</sup>。

ここで再びフランスに注目してみると、表3からは、勧告、命令・指令、強制措置が存在することがわかる。フランスでは、中央政府による地方公共団体の予算・決算への適法性に対する事後的な監督が行われており、それは次のような流れでなされている<sup>33)</sup>。財政上の違法

<sup>31)</sup> たとえばアメリカやカナダでは、州政府は連邦同様に根源的な主権を持つ主体であるが、地方政府は州政府の被造物とされている。

<sup>32)</sup> Sutherland, Price and Joumard, (2005), p. 156.

<sup>33)</sup> Schebath (2002), 自治体国際化協会 (2002, 2009)。フランスでは、1982年地方分権法により、地方公共

表3 制裁措置 (Sanctions) の状況

	上位政府による措置 (Higher level of government can)					
	財政的制裁	当局への制裁	勸告	命令・指令	強制措置	その他
オーストリア	✓					
カナダ(州)				✓		
カナダ(地方)	✓		✓	✓	✓	
チェコ	✓			✓		
デンマーク		✓	✓			
フィンランド						
フランス			✓	✓	✓	
ドイツ(州)			✓			
ドイツ(地方)	✓				✓	
アイスランド			✓	✓	✓	
日本			✓		✓	
韓国	✓	✓		✓		
オランダ			✓	✓	✓	
ノルウェー				✓	✓	
ポーランド	✓		✓	✓		
ポルトガル					✓	
スペイン(州)						✓
スペイン(地方)			✓	✓		
トルコ		✓	✓		✓	

出所：Sutherland, Price and Jourard, (2005), p. 156

な事実、たとえば予算が収支均衡状態で採択されない場合や、決算での経常収支の赤字発生、義務的経費（債務の支払い等）の予算不計上または予算額が不十分であるといった、事前に決められたルールが遵守されない事象が発生すると、まず地域会計検査院への申し立てが行われ、地域会計検査院の意見・提案・催告が地方団体に対して行われる。これを受けて地方団体には対応が求められる。

ところが、この地域会計検査院の勧告は強制ではないため、必ずしも地方団体が従うとは限らない。地方団体が上記の提案等に従わない場合、国の代表者である地方長官が当該団体の予算を決定し、これに執行力を付与するという決定が行われることになる。このことは、すぐ後に検討する表4でみるように、地方分権法以降もフランスが、「中央政府による行政統制」が強い国として分類される理由の一つの側面を表している。

このように、地方政府の場合、その財政運営については中央政府やその他の上位政府によっ

---

団体に対する国の行財政上の後見監督 (tutelle) が廃止され、事後的な適法性確保のための「行政監督」(contrôle administratif) へと切り替えられた。その結果、従前の官選知事とは異なり、今日の地方長官は地方公共団体の決定に対して事前統制をする権限は持たず、行政裁判所を通じての事後統制のみを行い得るものとなっている。(自治体国際化協会 (2009), p.105)

てルールの設定がなされることが一般的といえる。しかし、地方政府の財政規律維持をどのような要素により一層依存するかということは、その国の政府間関係のあり方とも密接に関連してくる。そこで次節では、政府間関係と地方政府の財政規律維持策との関係について検討していく。

### 2.3. 主要国における政府間関係と地方政府の規律保持策

ここでは、IMFのTer-Minassian and Craig (1997)の調査結果と、OECDのJoumard and Kongsrud (2003)の調査結果を用いて、比較と検討を行う。Ter-Minassian and Craig (1997)は、地方債の起債に焦点を絞った中央政府と地方政府の関係の分類を行っており、一方で、Joumard and Kongsrud (2003)は、課税自主権などの起債以外の収入調達能力といった要素も勘案した分類を行っている。

表4 州・地方政府への起債の統制要因と中央政府による統制度合との関係性

		IMFによる分類 (Ter-Minassian and Craig (1997)) 州・地方政府の起債を統制する要因				
		(A)行政統制	(B)ルールに基づく統制	(C)政府間の協 調的統制	(D)市場の規律	(E)借入の禁止
OECDによる分類 (Joumard and Kongsrud (2003))	①中央政府による行政統制 <sup>2)</sup>	ギリシア, アイルランド, 日本, イギリス, 韓国			フランス	日本 (外債)
	②中央政府によるルールの設定	ノルウェー, ブラジル, ハンガリー	イタリア		フィンランド, ポルトガル, スウェーデン	ポーランド
	③中央政府との様式化された協調	オーストリア, スペイン	ドイツ, オランダ	オーストラリア, ベルギー, デンマーク		
	④中央政府との制度的調整なし	メキシコ	スイス, アメリカ		カナダ	メキシコ (外債)

注：1) この表は、各国で実施されている主な調整策を強調したものであるが、政府間関係は複雑であるため、この表における国家間の分割は明確なものではない。

2) カナダとスイスは緩やかで非公式な財政的調整メカニズムを持つ。

出所：Ter-Minassian and Craig (1997), p. 158, Joumard and Kongsrud (2003) p. 199, Table6より筆者作成。

この2つの研究の分類結果を照らし合わせると、表4のようになる。表4の行方向にはOECDの研究による分類、列方向にはIMFの研究による分類を配置している。したがって、この表の行方向では各国の全般的な政府間関係の特長が示され、列方向ではそのうち債務のコントロールのための起債制限に関する特徴が示されることになる。

まずOECDのJoumardらの研究では、中央政府による地方政府への統制形態を、①中央政府による行政統制、②中央政府によるルールの設定、③中央政府との様式化された協調、④

中央政府との制度的調整なし、の4つに分類している。①は、中央政府が厳密な行政統制を地方政府に課し、厳しくコントロールしている国であり、②と③は中央政府と地方政府とが協調を行い、財政目標が両者の交渉によって設定される国である。なお、②は中央政府がルールを設定する国であり、③は中央政府と地方政府との間に協議機構が設立される国であるが、②と③は似たような結果を生じるとされる。そして④は、地方政府の財政的自治が大きく維持されている国であり、州政府や地方政府の財政規律維持を、自主的なルールや市場の力などに依存する国である。

一方、IMFのTer-Minassianらの研究では、各国の地方債務への統制状況について、(A)行政統制、(B)ルールに基づく統制、(C)政府間の協調的統制、(D)市場規律、(E)借入れの禁止、に大きく分類している。

このように、両者の分類は似通ったものではあるが、厳密に一致しているわけではない。特にルールによる統制については、Joumardらの分類では中央政府が設定する場合に限定されるのに対し、Ter-Minassianらの分類では、それに加えて地方政府自身が自主的にルールを設置している場合も含まれる。そのため、州政府が自主的に法的な財政ルールを設置しているアメリカは、Ter-Minassianらの分類では「ルールに基づくコントロール」に含まれるが、Joumardらの分類では「中央政府との制度的調整なし」とされている。ただし、各国の制度は複数のルールを利用していることも多いため、どの特性を強調して分類するかは分類者の判断の入る余地が大きい点には注意する必要がある<sup>34)</sup>。

まず日本は、いずれの研究においても行政統制の強い国として分類されており、国際的にみて中央集権色がかなり強いことが再確認できる。

また、独特の傾向を示しているのがフランスであり、Joumardらの分類では行政統制的とされながらも、Ter-Minassianらの借入れへの統制に絞った分類では、市場の規律に依存するという中央政府の統制色が小さいものとなっている。これは、既に触れてきたように、フランスでは1982年の地方分権法以降、地方債についてはほぼ完全に自由化されているが、起債以外の部分については中央政府の統制がかなり残っていることを反映したものと見える。

先にも述べたように、フランスでは地方公共団体に対して資本支出のための起債は認められており、資本会計の均衡は公債金収入を含めたものとなっているのだが、この地方債の元利償還については自己資金で賄われることが求められている。再確認しておく、地方債の利払いは経常会計に計上され、元本償還は資本会計に計上される。そして、経常会計に含まれる地方債の利払いとともに、資本会計に含まれる元本償還についても義務的経費として自

<sup>34)</sup> Joumard and Kongsrud (2003)では、特に、中央政府による行政統制と、中央政府によるルールの設定との間の区分について、判断の入る余地が大きいとしている。

己資金によって賄うことが求められている。

すなわち、フランスにおける地方債の自由化は、このような財政規律の枠組みを前提とした上での、起債の内容に関わる自由化である。したがって、財政規律に対する市場からのチェックのみに全面的に依存するというよりは、健全財政の仕組み、枠組みを前提として、市場のチェックでそれらを補完すると見るべきであろう。

そこで次節では、以上の諸論点を念頭においた上で、市場メカニズムが有効に機能するための条件を検討していくことにする。

### 3. 市場による地方財政の規律付けの条件と限界

#### 3.1. 市場による規律づけが有効に機能するための条件

金融市場を利用した地方財政の規律づけは、地方分権的なシステムを目指す際に、中央政府の統制に代わる一つの有効な代替策といえる。しかし一方で、市場の規律のみに任せることが最善というわけではない。

たとえば Ter-Minassian and Craig (1997) では、市場の規律は最終的には働き始めるものの、それまでに「認知ラグ」が存在するため、市場の規律のみに依存する場合、地方債等が事前に制約されていた場合よりも、より大きな痛みを伴う結果となる危険性が指摘されている<sup>35)</sup>。だが同時に、Ter-Minassian らは、市場の規律は他のルールと組み合わせることで、財政規律の向上に貢献することも指摘している<sup>36)</sup>。したがって、市場による規律づけの役割は、政府部門の財政規律向上において中心的存在というよりはむしろ補完的な存在であり、その他のルールとの適切な相乗効果を生みだすように利用されることが重要といえる。

しかしこの点に注意したとしても、政府の借入れに対して市場の規律がうまく機能するには、さらに幾つかの満たされるべき条件がある。財政との関連に限って言えば、第1に、借入れ側の負債や支払い能力に関する適正な情報が潜在的な貸し手に入手可能である、すなわち財政の透明性が確保されていること、第2に、そして債務不履行に対する予想しうる「救済」が存在しないこと、第3に、さらに市場からのシグナルに対して借り手が適切な政策対応を行うことを保障する制度的構造が存在することなどが指摘されている<sup>37)</sup>。

実際の世界で、これらの条件が全て満たされることは困難であるものの、それに近づくような環境を整えていくことは重要といえる。そこで今回は、これらの条件のうち、特に「救済」の問題に注目してみたい。

---

<sup>35)</sup> Ter-Minassian and Craig (1997) p. 157, pp. 162-164. 具体例として、カナダやブラジルが例示されている。

<sup>36)</sup> Ter-Minassian and Craig (1997) pp. 167-170.

<sup>37)</sup> Ter-Minassian and Craig (1997) p. 157, pp. 162.

### 3.2. 「救済」がもたらす市場の規律付けの弛緩

第1節で言及したように、中央政府からの救済は、地方政府自身の規律を緩めて怠慢な政策運営や過度のリスクに挑む行動をもたらす危険性を生み出すことになる。同時に、暗黙の中央政府の保証という予想を貸し手に招き易く、本来よりも地方政府のリスクを過小評価することで金融市場自身の規律をも緩めうる。すなわち、実際に救済が存在するかどうかに関わりなく、そのような予想が存在するだけで市場の規律が緩む可能性が生じてしまう。

このような中央政府からの救済への市場の期待を打破することとなった例としては、フランスのアングレーム市での財政危機時の事例が報告されている<sup>38)</sup>。これは、1990年に借入の支払い停止に陥ったアングレーム市に関し、金融機関が中央政府に返済要求したことに対して、財務省が、地方分権法以降、地方政府の債務を国が返済する義務のないことを示した事例となっている。この事件をきっかけに、フランスでは地方債リスクへの認識が高まり、銀行の地方債引受への態度が慎重化したとされている<sup>39)</sup>。

中央政府が地方債を統制している場合には、中央政府から地方債発行が許可されたことをもって、中央政府の保証がついたものとみなされることも多い。しかし、その統制を緩めて地方分権という環境を整えていくのであれば、必然的に地方政府の自己責任が問われることになる。そしてそのとき、各地方政府は有権者や市場からの信頼を得るために、自らを規律付ける財政ルールの設定やアカウンタビリティの向上が必要となってくる。

### 3.3. 資源配分の効率性の観点から見た市場の規律の限界

最後にもう一つ、金融市場による規律づけに関して留意しておくべき点を挙げておく。それは、金融市場による規律は、あくまでも各政府の資金繰りや返済可能性といった観点からの政府活動の健全性を評価するものであり、政府支出に関する資源配分の効率性を必ずしも保証するものではないことである。

たとえば、林(2009)が指摘するように、財政力の強い地方公共団体に対しては、その行政活動や事務事業の生産の効率的とは関係なく、金融市場からは高い格付けが付与される<sup>40)</sup>。さらにいえば、金融市場の規律付けは、各地方政府の支出構造等が、住民の政策に対する優先順位や選好を適切に反映し、配分の効率性を満たしているかなどを評価するものではない。

したがって、この意味でも金融市場による規律づけはあくまでも補完的な装置と考えるべきであり、政府財政において生産の効率性と配分の効率性が満たされているかという問題は、

<sup>38)</sup> Schebath (2002) pp. 149-150.

<sup>39)</sup> Schebath (2002) p. 150.

<sup>40)</sup> 林(2009) p. 134.

根本的に住民によって監視、判断される必要がある。そのためには、政府活動の効率性を住民が適切に理解できる形での情報開示と、地方政治における民主的政治過程が地域住民のニーズを的確かつ公正に反映する仕組み作りが不可欠である。

## おわりに

本稿では、各国の地方財政の規律維持策と政府間関係との関わりを概観し、日本の地方分権を考える際のヒントを探ってきた。まず、財政規律を維持する一般的な仕組みとして、数値目標（均衡予算や起債に関する法的な数値目標など）の設置があるものの、それらの実質的な効果を確保するためには、その規定自体の厳密さのほか、財政の透明性の確保や市場による規律づけ、上位政府からの制裁（逆に救済の不存在）という、ルールの遵守を補完するための仕組みが重要といえる。

そして、各国が採用している地方財政の規律維持のための方策は非常に多様であり、このような制度の多様性は、各国の歴史的・社会的背景の違いや重視する政策目標の違い、そして統治形態や政府間関係の状況の違いによって生じているといえる。したがって、日本が諸外国の制度や議論を参考にする際には、これらの条件の違いに十分注意した上で、日本の社会システムに適した、地方分権的な地方財政の規律維持の仕組みを構築していく必要がある。

そこで最後に、日本の地方分権改革への含意を検討してみたい。まず、日本の現状としては、国が自らの政策に関する多くの事務事業を地方公共団体に担わせているため、地方公共団体が業務を遂行できない状況になれば、国自身の政策執行に支障が生じることになる。そのため、それらの事務事業の遂行に必要な財源を手当し、地方財政が危機的状況に陥らないよう事前に統制し、さらにはその事後処理も行ってきたといえる。そしてこのような統制や義務付け、財源手当てを行う以上は、国としては地方公共団体への監督が不可欠とされてきた。

したがって、本格的な地方分権システムに移行しようとするれば、国による地方公共団体への関与や統制を排除し、国も地方公共団体も、それぞれに財政責任を伴った政策決定という姿を実現するシステムを構築することが必要となる。そのためには、国と地方公共団体の役割分担を見直して、各政府活動の責任の所在を明確にすることが不可欠であり、それによってはじめて国が地方財政に安易な救済を行わないというスタンスを取ることも可能になる。そして、この明確なスタンスと政策決定に関する透明性の向上により、有権者と市場からの監督も有効に機能し、自立的で規律ある地方財政が実現しうると考えられる。

現在の日本において、各政府活動の責任の所在を明確にするためには、国が責任を持つべき行政水準の精査が重要となる。その上で、ナショナル・ミニマムについては国が財源と事前のルール設置の責任を持つが、それを超える行政サービスについては、各地方政府の自由

な選択と責任とに委ねて、国は安易な救済を行わないというスタンスを明確に示す必要がある。

そして地方分権的なシステムを目指して国の統制を縮小する際に、地方公共団体の財政規律を維持・促進する有力な力となるのは、市場による規律付けの導入である。ただし、この市場による規律付けは、そのみで万能に機能するものではなく、あくまでも法的な財政ルール等を補完するものとして捉えるべきであり、加えて、行政活動の効率性や住民ニーズの適切な反映といった観点からの資源配分の効率性を保証するものでもない。

したがって、自律的な地方自治のためには、予算制度における健全財政の法的枠組みを整備し、市場による規律づけでそれを補完すると同時に、住民を含めた地方政府が、自ら財政規律の仕組みを構築して維持する能力を身につけていくことが重要である。このような民主的な地方自治の根幹が育つことにより、はじめて「自治体」という言葉に相応しい地方財政を実現できるといえる。

#### 参考文献

- (1) Advisory Commission on Intergovernmental Relations, (1987), *Fiscal Discipline in the Federal System: National Reform and the Experience of the States*, A-107. ACIR.
- (2) Alesina, A. and R. Perotti, (1996), "Fiscal Discipline and the Budget Process," *American Economic Review Papers and Proceedings* 86, pp. 401-7.
- (3) Dafflon, B., (2002), "The requirement of a balanced budget and borrowing limits in local public finance: setting out the problems," Edited by B. Dafflon, *Local Public Finance in Europe: Balancing the Budget and Controlling Debt*, Edward Elgar, Cheltenham, UK, pp. 1-14.
- (4) Drazen, A., (2000), *Political Economy in Macroeconomics*, Princeton, N. J., Princeton university press.
- (5) Gilbert, G. and A. Guengant, (2002), "The public debt of local governments in France," Edited by B. Dafflon, *Local Public Finance in Europe: Balancing the Budget and Controlling Debt*, Edward Elgar, Cheltenham, UK, pp. 115-133.
- (6) Inman, R. P., (2003), "Transfers and Bailouts: Enforcing Local Fiscal Discipline with Lessons from U.S. Federalism," edited by Jonathan Rodden, Gunnar S. Eskeland, and Jennie Litvack, *Fiscal Decentralization and the Challenge of Hard Budget Constraints*, Cambridge, The MIT Press, pp. 35-83.
- (7) Joumard, I. and P. M. Kongsrud, (2003), "Fiscal Relations across Government Levels", *OECD Economic Studies*, No. 36, pp. 155-229.
- (8) National Association of State Budget Officers (NASBO), (2002, 2008), *Budget Processes in the States*, NASBO, Washington, D. C.
- (9) OECD, (2002), "Fiscal Sustainability: The Contribution of Fiscal Rules," *OECD Economic Outlook*, No. 72.
- (10) Poterba, J., (1996), "Budget Institutions and Fiscal Policy in the U. S. States," *American Economic Review Papers and Proceedings*, 86, pp. 395-400.
- (11) Poterba, J. M., (1997), "Do Budget Rules Work?," edited by A. Auerbach, *Fiscal Policy: Lessons from Economic Research*, Cambridge, Massachusetts, The MIT Press.
- (12) Schebath, A., (2002), 「フランスの地方債——地方債自由化後に何が起こったか——」, 日本地方財政

- 学会編, 『財政危機と地方債制度』, 勁草書房, pp. 140-157.
- (13) Sutherland, D., R. Price and I. Joumard, (2005), “Sub-Central Government Fiscal Rules,” *OECD Economic Studies*, No. 41, pp. 141-181.
  - (14) Ter-Minassian T., and J. Craig, (1997), “Control of Subnational Government Borrowing,” Ter-Minassian, T. ed., *Fiscal Federalism in Theory and Practice*, International Monetary Fund, Washington, pp. 156-172.
  - (15) U. S. General Accounting Office, (1993), *BALANCED BUDGET REQUIREMENTS State Experiences and Implications for the Federal Government*, GAO, Washington, DC.
  - (16) Von Hagen, J. and I. Harden, (1995), “Budget Processes and the Commitment to Fiscal Discipline,” *European Economic Review* 39, pp. 771-79.
  - (17) Von Hagen, J. and M Dahlberg, (2004), “Swedish Local Government; Is There a Bailout Problem?,” ed by Per Molander, *Fiscal Federalism in Unitary States*, Kluwer Academic Publishers, pp. 47-76.
  - (18) 自治体国際化協会編, (2002, 2009), 『フランスの地方自治』, 自治体国際化協会。
  - (19) 自治体国際化協会編, (2004), 『スウェーデンの地方自治』, 自治体国際化協会。
  - (20) 土居丈朗・林伴子・鈴木伸幸, (2005), 「地方債と地方財政規律——諸外国の教訓——」, 『ESRI Discussion Paper Series』, No.155, 内閣府経済社会総合研究所。
  - (21) 林宜嗣, (2009), 『分権型地域再生のすすめ』, 有斐閣。

#### 統計資料

- (1) International Monetary Fund, (2003, 2004), *Government Finance Statistics Yearbook*.
- (2) OECD, (2003), *OECD Economic Outlook*, Vol. 2, No. 74.

(かとう みほこ 財政学, 地方財政)